

判例委員会規程

昭和 22 年 12 月 15 日最高裁判所規程第 7 号

改正 昭和 24 年 6 月 6 日最高裁判所規程第 1 2 号
昭和 24 年 7 月 1 日最高裁判所規程第 1 3 号
昭和 40 年 3 月 31 日最高裁判所規程第 3 号

判例委員会規程

第一条 最高裁判所及び各高等裁判所に判例委員会（以下委員会という。）を置く。

第二条 委員会は、当該裁判所の裁判を判例集に登載するかしないかを審議する。

（昭二四最裁程一二・一部改正）

第三条 委員会は、最高裁判所においては、委員七人以内で、各高等裁判所においては、委員十人以内でこれを組織し、それぞれそのうち一人を委員長とする。

第四条 委員は、当該委員会が置かれた裁判所の裁判官の中から、当該裁判所が、これを命ずる。

第五条 委員長は、各委員が、これを互選する。

② 委員長は、会務を総理する。

③ 委員長に事故のあるときは、委員長の指名する委員がその職務を行う。

第六条 各委員会に幹事若干人を置く。

② 幹事は、裁判官、裁判所調査官及び裁判所事務官の中から、当該裁判所が、これを命ずる。

③ 幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第七条 各委員会に書記若干人を置く。

② 書記は、裁判所事務官及び裁判所書記官の中から、当該裁判所が、これを命ずる。

③ 書記は、委員長又は幹事の命を受けて、庶務に従事する。

（昭二四最裁程一三・昭四〇最裁程三・一部改正）

第八条 この規程に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、当該委員会が、これを定める。

附則

この規程は、昭和二十二年十二月十五日から、これを施行する。

附則（昭和二四年六月六日最高裁判所規程第一二号）

この規程は、昭和二十四年六月六日から施行する。

附則（昭和二四年七月一日最高裁判所規程第一三号）

この規程は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和四十年四月一日から施行する。